第二十八条の九第五項第三号中「前項第一号八」を「前項第三号」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第九条の二第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第一号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

二　法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）

三　法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定奄美産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定奄美産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

四　法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　当該地区に係る山村振興法第八条の四第一項に規定する特定振興山村市町村（第十四項第四号において「特定振興山村市町村」という。）の同法第八条第一項に規定する山村振興計画（同条第四項各号及び第五項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「特定山村振興計画」という。）に記載された計画期間（同法第八条第四項第四号に掲げる期間をいう。以下この号において同じ。）の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該初日からその該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）

第二十八条の九第十四項第二号中「関係大臣」の下に「（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第十七項及び第二十五項において同じ。）」を加え、同項第三号中「認定産業振興促進計画」を「認定奄美産業振興促進計画」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画

第二十八条の九第十四項第二号中「関係大臣」の下に「（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。）」を加え、同項第三号中「認定産業振興促進計画」を「認定奄美産業振興促進計画」に改め、同項に次の一号を加える。

一　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画

第二十八条の九第十四項第二号中「関係大臣」の下に「（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。）」を加え、同項第三号中「認定産業振興促進計画」を「認定奄美産業振興促進計画」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する特定山村振興計画

第二十八条の九第十五項中「同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち前項第一号に規定する基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する」を「認定半島産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第一号に規定する計画区域内の」に改め、同条第十六項中「第十四項に規定する産業投資促進計画」を「認定半島産業振興促進計画」に改め、同条第十九項及び第二十項中「認定産業振興促進計画」を「認定奄美産業振興促進計画」に改め、同条第二十三項中「第十四項第一号若しくは第二号」を「第十四項第二号」に改め、「第十五項若しくは」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第三十九条の五十六第八項」を「第三十九条の五十六第九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「（法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。次項において同じ。）」を削り、「同条第二項」を「法第四十五条第二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項の次に次の二項を加える。

21　法第四十五条第二項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定山村振興計画に記載された山村振興法第八条第四項第一号に規定する産業振興施策促進区域内の地区とする。

22　法第四十五条第二項の表の第四号の中欄に規定する政令で定める事業は、山村振興法第八条第四項第二号に規定する地域資源を活用する製造業（同表の第四号の上欄に掲げる地区において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。以下この項において「地域資源活用製造業」という。）及び農林水産物等販売業（同表の第四号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）のうち、同表の第四号の上欄に掲げる地区に係る特定山村振興計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（資本金の額等が五千万円を超える法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、千万円）以上である場合の当該一の設備とする。

第二十八条の十の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項及び第二項中「第四十五条の二第一項第一号」を「第四十五条の二第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項第一号又は前項」を「前項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十九条の二を次のように改める。

**第二十九条の二**　削除

第二十九条の三の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に、「この条」を「この項」に改め、「。」の下に「又は同条第一項に規定する特例認定適用事業年度（以下この項において「特例認定適用事業年度」という。）」を加え、「当該法人の」を削り、「建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの」を「同条第一項に規定する次世代育成支援対策資産」に改め、「確定申告書等」の下に「又は特例認定適用事業年度のうち同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等」を、「基準適合認定」の下に「又は特例基準適合認定」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十六条の二第一項に規定する政令で定めるものは、建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品のうち、同項に規定する次世代育成支援対策に著しく資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第二十九条の三に次の二項を加える。

3　前項の法人が、法第四十六条の二第一項に規定する特例基準適合認定を受けた日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書等に第三十九条の六十二第二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。